

決議 10.3 *

科学当局の指定と役割

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択され、第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 8.6（改正）を想起し、

各締約国は条約第 9 条に従い、一または二の科学当局を指定することを必要とされていることを承知し、

科学当局の責務は条約第 3 条 2 項 a)、3 項 a)、b)、5 項 a)、並びに第 4 条 2 項 a)、3 項、6 項 a) に記載され、他の条項に記載された責務は特定の部門に割り当てられることはなく、科学的考慮を必要とすつことを認識し、

さらにそれらの責務は第 8 回締約国会議で採択された決議 8.21、および第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 15 回締約国会議（ドーハ、2010 年）で改正された決議 10.7（CoP15 で改正）、第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 2.11（改正）、第 9 回締約国会議で採択され、第 10 回、第 13 回（バンコク、2004 年）、第 14 回（ハーグ、2007 年）および第 15 回締約国会議で改正された決議 9.10（CoP15 で改正）、第 9 回締約国会議で採択され、第 15 回、第 13 回締約国会議でそれぞれ改正された決議 9.19（CoP15 で改正）並びに決議 9.21（CoP13 で改正）、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正された決議 11.11（CoP15 で改正）、第 11 回締約国会議で採択され、第 12 回締約国会議（サンチアゴ、2002 年）で改正された決議 11.15（CoP12 で改正）、第 12 回締約国会議で採択され、第 13 回、第 14 回、第 15 回締約国会議で改正された決議 12.10（CoP15 で改正）並びに決議 12.11（CoP15 で改正）に詳しく定められていることを認識し、¹

動物委員会の第 13 回会合（プルホニス、1996 年）で報告された科学当局の機能に関する事務局のアンケート調査に対する回答で示された締約国の懸念に留意し、

第 8 回締約国会議で採択され、第 14 回および第 15

回締約国会議で改正された決議 8.4（CoP15 で改正）² が事務局に対し、国内措置によって最低一の科学当局を指定する権限を与えられていない締約国が特定されていることに留意し、

違反の疑いに関する事務局の報告書で、科学当局を指定していないいくつかの締約国が特定されていることに留意し、

適当な科学当局の知見なしに管理当局が許可書を発給することは、条約の規定が遵守されていないことを意味し、種の保護に深刻な害を与えることに留意し、

第 9 回締約国会議で採択され、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正された決議 9.5（CoP15 で改正）³ が、締約国が条約締約国でない国からの書類を受領するのは、それらの国の適任な当局および科学機関の詳細が最も新しく更新された事務局の目録に掲げられているか、または事務局と協議した後に限られると勧告していることを想起し、

事務局、動物並びに植物委員会、科学当局のメンバーが、各締約国の適当な科学当局と連絡を取る必要性を承知し、

一方、第 14 条 1 項ほどの締約国に対しても、一層嚴重な国内措置を採用することを許可し、

条約締約国会議は

事務局に対して次のとおり命じる。

- a) 各国の科学当局を指定する努力を継続すること
- b) 違反の疑いに関する報告書の中で、事務局に科学当局を通告していない国の特定を継続すること
- c) 締約国でない国の科学当局又はそれに相当する存在に関する情報の全締約国への提供を継続すること

次のとおり勧告する。

- a) 全締約国は管理当局から独立した科学当局を指定する。
- b) 締約国は締約国会議の定期会合間の一間隔を超えて科学当局を事務局に通告していない国から輸出許可

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正。

1 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局により更新：この文章は、以前は決議 1.4、決議 2.11（改正）、決議 2.14、決議 8.15、決議 8.21、決議 9.10（改正）、決議 9.18（改正）、決議 9.19、決議 9.21、決議 10.7 および決議 10.22 と言及されていた。

2 第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正：以前は決議 8.4、それから決議 8.4（CoP14 で改正）と言及されていた。

3 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正：以前は決議 9.5 と言及され、後に決議 9.5（CoP13 で改正）、決議 9.5（CoP14 で改正）と訂正された。

- 書を受領しない。
- c) 管理当局は附属書に掲げる種に関し、最初に適当な科学当局の知見又は助言を取得しない限り、輸出又は輸入許可書若しくは海からの持込みの証明書を発給しない。
- d) 締約国は適宜、他の締約国の科学当局の援助を仰ぐ。
- e) 隣接する締約国は条約で必要とされる科学的知見を提供するため、共通の科学機関を支持することにより、財源を分担することを考慮する。
- f) 適当な科学当局による知見が得られるかどうかに関して不安を感じる根拠がある場合、締約国は事務局と協議する。
- g) 適当な科学当局は附属書 I 又は II の種に関し、輸出許可書又は海からの持込みに対する証明書について助言を与え、提案された取引が当該種の存続に対して有害かどうかを述べ、あらゆる輸出許可書又は海からの持込みの証明書は科学当局の助言を受ける。
- h) 輸出国の科学当局の知見と助言は、個体群の状態、分布、個体数の傾向、採取、その他の適切な生物学的並びに生態学的要因の科学的検討及び当該種に係る取引情報に基づくものとする。
- i) 輸入国の適当な科学当局は附属書 I の種の標本の輸入に対する許可書の発給に関して助言を与え、輸入がその種の存続に対して有害でない目的によるものかどうかを述べる。
- j) 適当な科学当局は原生する附属書 II の種の状態を監視し、必要に応じ、その分布域全域において、その種が生態系の中で果たす役割に合致する水準及び附属書 I に掲載可能になるよりも十分高い水準に維持するため、標本の輸出を制限するための適切な軽減措置を勧告する。
- k) 適当な科学当局は輸入又は海からの持込みが行われようとしている附属書 I の種の生きている標本を収容し、世話をするための受領者の適切性に関して必要な判断を下すか、又は管理当局がそのような判断を下し、許可書又は証明書を発給するに先立ち、管理当局に対して勧告を行う。
- l) 適当な科学当局は、ラベルの発給又は科学的情報交換を目的として登録を求める科学機関が、決議 11.15 (CoP12 で改正)⁴ で定められた基準及びその他の標準又は一層厳重な国内要件を満たすかに関し、管理当局に助言を提供する。
- m) 適当な科学当局は第 7 条 4 項に基づき考慮するために提出された全申請書を検討し、条約と関連決議に従い飼育下で繁殖又は人工的に繁殖されたと思なされる標本の産出に関する基準を当該設備を満たすかに関し、管理当局に助言する。
- n) 適当な科学当局は取引によって影響を受ける種の生物学的状態に関する情報を収集並びに分析し、附属書改正に必要な提案の準備を援助する。
- o) 適当な科学当局は他の締約国によって提出された附属書改正案を検討し、自国の代表が各提案をどのように取り扱うべきかに関して勧告を行う。
- 締約国、事務局、関心を持つ非政府組織に対し、科学当局による CITES の施行を改善することを特に意図したワークショップ/セミナーを開催並びに後援するよう推奨する。
- 決議 8.6(改正) (京都、1992 年、フォートローダーデールで改正、1994 年) - 「科学当局の役割」を廃棄する。 ■

4 第 11 回および第 12 回締約国会議の後に事務局により訂正：以前は決議 2.14 と言及され、後に廃棄され、置き換えられた決議 11.15 に訂正された。